

令和 9 年度

重度障がい者（児）スポーツ・文化振興助成事業 募集要領

重度障がい者（児）のスポーツ・文化の普及、振興のため、「重度障がい者（児）スポーツ・文化振興助成事業」を募集する。

以下の助成要領に基づいて申し込むこと。

1. 助成目的

この助成事業は、重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興を図り、もって重度障がい者（児）の自立した生活と社会参加を促進することを目的とする。

2. 助成対象者

市内で活動する重度障がい者（児）スポーツ・文化の普及、振興に寄与する団体とする。
（法人格の有無は問わないが、株式会社や有限会社、営利目的とする団体は除く）

3. 助成対象事業

重度障がい者（児）スポーツ・文化活動の普及、振興に関する事業（営利目的とする事業は除く）。
（重度障がい者（児）のスポーツ・文化活動の研究、研修会、大会等）

4. 助成対象期間

令和 9 年 4 月 1 日（木）～令和 10 年 3 月 31 日（金）

5. 助成金額

1 団体に対して、原則 20 万円以内とする。

6. 申請方法及び申請期限

- ・申請方法 「申請書（第 1 号様式）」に必要事項を記入のうえ、関係書類として「団体概要」、「定款または規約、会則等」を添付し、郵送または持参、メールで提出すること。

※申請書類は下記ホームページよりダウンロードが可能です。

<https://www.fukspo.org/shinko/sports.html>

- ・申請期間 令和 8 年 11 月 1 日（日）～ 令和 8 年 12 月 25 日（金）

7. 申請書提出先

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会 障がい者スポーツ振興部スポーツ振興室
〒546-0034 大阪市東住吉区長居公園 1-32 大阪市長居障がい者スポーツセンター2 階
mail : s-entry@fukspo.org

8. 審 査

運営委員会において、審査のうえ、助成対象と助成金額を決定する。

なお、審査によって助成されない場合もある。

9. 留意事項

- ・ この助成は、年度毎の事業（4月から翌年3月）に対して行う。
- ・ 対象事業は、障がい者を対象としていることとし、事業構成人数の全体の1／2以上が大阪市内在住者であり、そのうち重度障がい者（児）が1／2以上であること。
- ・ 申請は、1団体1事業とする。
- ・ 申請事業団体は、所在地または活動拠点が大阪市内であること。
- ・ 本助成事業は、個人を対象とせず、団体を対象として助成する。申請者の法人格の有無は問わないが、株式会社、有限会社等の営利を目的とする団体、および営利を目的とする事業は、助成の対象外とする。また、申請する事業に対して、他からの委託料や公的助成を受けている場合も対象外とする。
- ・ 助成金額は、申請書の総事業費のうち、対象となる経費の2／3以内とし、原則20万円を限度として助成する。
- ・ 対象となる経費は、事業を実施するために真に必要な経費とし、賞品代、飲食代、旅費、借上げ料（バス代等）は対象外となる。助成の対象となる経費については、「（別紙）助成対象基準について」を参照すること。
- ・ 申請された事業の審査結果については、令和9年3月上旬に、「決定通知書（第2号様式）」により、申請者に通知する。また、助成をしない旨の決定をしたときも、「却下通知書（第3号様式）」により申請者に通知する。
- ・ 助成金の決定通知書を受けた団体は、**3月末日までに**「基金助成金交付請求書（第4号様式）」により、助成金の請求をすること。
- ・ 事業終了後、**1か月以内に**「事業実施報告書及び決算書（第5号様式）」を提出すること。

10. 問合せ先

- ・ 社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会
障がい者スポーツ振興部（スポーツ振興室）
担当：梶本
電 話：06-6606-1631
F A X：06-6606-1638
メール：s-entry@fukspo.org

助成対象基準について

- 団体の所在地または活動拠点は、大阪市内であること。
- 助成対象事業を実施するために、真に必要な経費とすること。
- 個人給付は原則として行わないこと。

◎ 助成対象経費とその留意点

助成対象経費	助成の対象となる経費の例 (対象内経費)	留意点など
謝 金	雇用によるものではなく、個人に対して現金支給する報酬 ・ 審判員、オフィシャル ・ 講師 ・ 医師・看護師等医療従事者 ・ 手話通訳、車両等運転手 ・ イベント等出演者 ・ 研究、調査に対する謝金 ・ 執筆者に対する原稿料 ・ その他事業で必要と認めた謝金	【対象とならない謝金の例】 ・ 打ち合わせに係る経費 ・ 菓子折りなどの物品による謝礼 ・ 賞品券など金券による謝礼 ・ 本申請書作成に係る謝金 ・ 申請事業がすべて謝金の場合
旅 費	個人に現金支給する助成事業実施に必要な移動経費及び宿泊費 ・ 謝金で認めた者のうち、申請者が旅費の支給が適正と認めた者 ・ ボランティア交通費と宿泊料 ・ 事業推進に必要な軽易な交通費	・ ボランティア交通費については、2,000 円を上限とし、交通費の一律支給は、1,000 円を限度とする。 ※ 交通費を支給する場合、根拠を別紙 4 に記載 【対象とならない旅費】 ・ 電車のグリーン車料金、航空機の特別料金 ・ 宿泊に伴う食事代、電話代 ・ 通勤手当が支給されている区間の交通費 ・ プリペイドカードによる支給 ・ タクシー代（特別な事由がある場合認める）
借 料 損 料	助成事業に係る物品の借上げ料 ・ 駐車場代 ・ パソコン、プリンター、スクリーン等 ・ コピー機、ファクシミリ、携帯電話 ・ スポーツ用具、用品 ・ 大会運営用具（椅子・机・テント等）	・ 単価 20,000 円を超える物品を借り上げる際は、複数業者の比較見積にて価格比較を行うこと。
会場 借上料	外部で行う大会、イベント、講習会、研究会の会場使用料、音響設備・機材の使用料等	
印 刷 製本費	助成事業に必要な印刷に係る経費等 ・ 広報に係る印刷費（ポスター、チラシ） ・ 大会、イベント、研究に係る印刷費（プログラム、報告書） ・ 研究会、講習会の抄録集の印刷経費 ・ コピーによる事務連絡、調査表、各種印刷費	・ 20,000 円を超える経費については、複数業者の比較見積にて価格比較を行うこと。 【対象とならない印刷経費】 ・ 団体の定期刊行物、広報誌
通 信 運搬費	助成事業にかかる経費 ・ チラシ、ポスター、報告書等の郵送費 ・ 事業の事務連絡にかかる郵送費 ・ 電話、携帯電話、ファクシミリの通信料 ・ 遠征にかかる機具・用具の輸送料 ・ 研究会、講習会用具・用品の輸送料	・ 通信料については、専用回線の使用などで、助成事業にかかる使用料が、請求明細で分離明示可能なものを対象とする。 【対象とならない経費の例】 ・ 電話設置時の加入権
賃 金	助成事業に従事する者に対する雇い上げに必要な経費 ・ 講演会、大会、イベント会場の設営、後片付け	【対象とならない経費】 ・ 役員、職員の賃金
保険料	助成事業のみを対象として加入する賠償責任保険料や傷害保険料	・ 保険期間は助成期間内とする。

参加料	助成事業のみの大会・研究会、講習会及び 文化的事業への参加料	
消耗品 費	助成事業にかかる用紙、封筒、事務用品等購入に必要な経費 ・コピー用紙、封筒、事務用品 ・パソコン用消耗品、記録写真用消耗品 ・安価なスポーツ用品 ・大会、イベントの看板、横断幕作成費	・1品単価 10,000 円未満のこと

◎ 対象外経費

下記の経費は、助成の対象となりません。団体の自己負担分として予算化してください。

- ・賞品代（トロフィー、楯、レプリカ、メダル等）
- ・飲食代（大会、イベント、研究・講習会等で役員、講師等に対する弁当、食事代、飲み物代）
- ・旅 費（役員・指導者・コーチ・選手・参加者等の交通費と宿泊費）
- ・借上料（バス代・レンタカー代）